

令和 8 年第 2 回板野町議会定例会会議録（第 3 日）

日 時 令和 8 年 6 月 1 7 日（水） 午前 1 0 時 0 0 分 開会

議事日程

- 日程第 1 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
板野町税条例の一部改正について
- 日程第 2 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
板野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 3 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
板野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部改正について
- 日程第 4 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 7 年度 板野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 報告第 5 号 令和 7 年度 板野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 6 号 令和 7 年度 板野町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 7 議案第 1 号 板野町税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 2 号 災害弔慰金支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 3 号 令和 8 年度 板野町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 4 号 令和 8 年度 板野町介護保険（保険事業）特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 5 号 板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
（井上孝昭）
- 日程第 12 議案第 6 号 板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
（西岡明美）
- 日程第 13 議案第 7 号 板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
（豊永好史）
- 日程第 14 議案第 8 号 板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
（藤井美穂）
- 日程第 15 議案第 9 号 板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
（小川洋）
- 日程第 16 議案第 1 0 号 板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
（森川博之）

- 日程第17 議案第11号 板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
(川岡幸次)
- 日程第18 議案第12号 板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
(高原一禎)
- 日程第19 議案第13号 板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
(竹内宏典)
- 日程第20 議案第14号 板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
(荒瀬和美)
- 日程第21 議案第15号 板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
(石川五重)
- 日程第22 議案第16号 板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
(中川千賀子)
- 日程第23 議案第17号 板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
(稲實孝二)
- 日程第24 議案第18号 板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
(鳥羽宏和)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第24まで、議事日程に同じ

- 追加日程第1 請願第1号 「イランをめぐる軍事行動の即時停止と外交による平和解決を求める意見書」の提出を求める請願書
- 追加日程第2 閉会中の継続調査申出書
- 追加日程第3 議案第19号 イランをめぐる軍事行動の即時停止と外交による平和解決を求める意見書

出席議員（12名）

1番	犬 伏 雅 啓 君	2番	藤 田 千 穂 君
3番	大 西 裕 也 君	4番	楠 本 千 草 君
5番	太 田 良 和 君	6番	三 原 大 輔 君
7番	根ヶ山 昇 君	8番	奥 尾 周 二 君
9番	水 口 昭 彦 君	10番	松 浦 昶 君
11番	石 田 実 君	12番	東 條 昭 二 君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者

町 長	東 根 弘 幸 君	副 町 長	美 原 隆 寛 君
教 育 長	三 原 善 仁 君	総 務 課 長	山 本 敏 彦 君
会計管理者兼出納室長	松 浦 賢 治 君	環 境 生 活 課 長	末 岡 稔 久 君
人権コミュニティ課長	岡 田 加代子 君	下 水 道 課 長 補 佐	久 次 米 将 樹 君
子ども家庭総合支援センター所長	吉 本 洋 時 君	福 祉 保 健 課 長	山 田 裕 子 君
産 業 課 長	浅 井 直 美 君	教 育 委 員 会 次 長	井 上 健 君
住 民 課 長	岡 本 千 江 美 君	水 道 課 長	平 野 功 太 郎 君
建 設 課 長	松 本 守 君	税 務 課 長	永 井 英 孝 君

議場に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	上 田 哲 也 君	議 会 事 務 局 係 長	村 上 愛 実 君
-------------	-----------	---------------	-----------

午前 10 時 00 分 開会

○議長（東條昭二君） おはようございます。会議に先立ち、申し上げます。晃昇下水道課長が欠席されておりますので、久次米課長補佐が代理出席をしております。

ただいま、出席議員は 12 名です。定足数に達しておりますので 6 月 16 日に引き続き、再開します。これから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（東條昭二君） 日程第 1、報告第 1 号「専決処分の承認を求めることについて、板野町税条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。永井税務課長。

〔税務課長（永井英孝君）登壇〕

○税務課長（永井英孝君） おはようございます。

それでは、報告第 1 号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

議案書の 7 ページをお願いいたします。

報告第 1 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により…。

（防災行政無線 訓練放送）

○議長（東條昭二君） 小休します。

午前 10 時 01 分 小休

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前１０時０３分 再開

○議長（東條昭二君） 再開します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○税務課長（永井英孝君） 報告第１号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和８年６月８日提出でございます。次のページをお願いいたします。

専決第１号、専決処分書。

次の事項につき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により専決処分にする。

板野町税条例の一部改正について。

板野町税条例の一部を次のとおり改正する。

令和８年３月３１日専決でございます。本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

この専決第１号につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が令和８年３月３１日に公布され、原則として令和８年４月１日から施行されたことなどに伴い、令和８年３月３１日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

主な改正点につきましては、軽自動車税におきまして、環境性能割が廃止されたことに伴い、条文内の「種別割」を「軽自動車税」と改め、関係条項の削除などの一部改正を行い、また、固定資産税におきましては、令和６年能登半島地震の被災に係る固定資産税の特例について、条項の追加を行ったものなどでございます。

以上で、報告第１号の説明とさせていただきます。

御審議を賜り、御承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（東條昭二君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから報告第１号を採決します。

お諮りします。報告第１号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、報告第１号については、原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（東條昭二君） 日程第２、報告第２号「専決処分の承認を求めることについて、板野町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。永井税務課長。

[税務課長（永井英孝君）登壇]

○税務課長（永井英孝君） 報告第2号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

議案書の21ページをお願いいたします。

報告第2号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和8年6月8日提出でございます。次のページをお願いいたします。

専決第2号、専決処分書。

次の事項につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分にする。

板野町国民健康保険税条例の一部改正について。

板野町国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正する。

令和8年3月31日専決でございます。本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

この専決第2号につきましては、地方税法の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、令和8年4月1日から施行されたことなどに伴い、令和8年3月31日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

主な改正点につきましては、国民健康保険税の医療分課税限度額を現行「66万円」から「67万円」に、5割軽減基準額の1人当たりの軽減基礎額を「30万5,000円」から「31万円」に、2割軽減基準額の1人当たりの軽減基礎額を「56万円」から「57万円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

今回の改正により、課税限度額が113万円に引上げとなる一方、1人当たりの軽減基礎額の引上げにより低所得者に係る軽減判定の拡充を図るものでございます。

以上で、報告第2号の説明とさせていただきます。

御審議を賜り、御承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（東條昭二君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから報告第2号を採決します。

お諮りします。報告第2号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、報告第2号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 日程第3、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて、板野町

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。山本総務課長。

[総務課長（山本敏彦君）登壇]

○総務課長（山本敏彦君） 報告第3号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

引き続き、議案書25ページをお願いいたします。

報告第3号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和8年6月8日提出でございます。27ページをお願いします。

専決第4号、専決処分書。

次の事項につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分にする。

板野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

板野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和8年5月31日専決でございます。

以下、本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

パートタイムの会計年度任用職員に係る期末手当支給率の引上げにつきまして、6月分の期末手当支給の基準日が6月1日であることから、引上げ後の支給率による期末手当の支給を可能とするため、一部改正につきまして5月31日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、報告第3号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（東條昭二君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから報告第3号を採決します。

お諮りします。報告第3号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、報告第3号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 日程第4、報告第4号「専決処分の承認を求めることについて、令和7年度板野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。説明を求めます。

岡本住民課長。

[住民課長（岡本 千江美君）登壇]

○住民課長（岡本 千江美君） 報告第４号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

別冊、令和７年度板野町特別会計補正予算書の４ページをお願いいたします。

報告第４号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和８年６月８日提出でございます。次の５ページをお願いいたします。

専決第３号、専決処分書。

次の事項につき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により専決処分する。

令和７年度板野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）。

令和７年度板野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ７４万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億２，８７７万円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和８年３月３１日専決でございます。１０ページをお願いいたします。

歳入の１款後期高齢者医療保険料の２目普通徴収保険料現年度分として７４万２，０００円、次の１１ページ。歳出の２款納付金では、後期高齢者医療広域連合納付金として７４万２，０００円を計上しています。広域連合納付金は、前年度の保険料収納額を基に決定しますが、令和７年度収納額がこの額を上回ったことにより予算額に不足が生じ、納期限までに早急な予算措置が必要となったため、専決処分させていただいたものでございます。

以上で、報告第４号の説明とさせていただきます。

御審議いただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（東條昭二君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから報告第４号を採決します。

お諮りします。報告第４号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、報告第４号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 日程第５、報告第５号「令和７年度板野町一般会計繰越明許費繰越計算書

の報告について」を議題とします。説明を求めます。山本総務課長。

[総務課長（山本敏彦君）登壇]

○総務課長（山本敏彦君） 報告第5号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書29ページをお願いいたします。

報告第5号、令和7年度板野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和7年度板野町一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和8年6月8日提出でございます。

以下、計算書につきましては、お目通しをお願いいたします。

令和7年度からの繰越事業の主なものといたしまして、2款総務費では3項戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度システム整備費補助事業といたしまして409万2,000円の繰越しをお願いしております。3款民生費では、主に2項老人福祉費で高齢者外出支援助成事業といたしまして1,300万円、老人憩の家耐震事業として1,514万3,000円の繰越しなど合計10件5,443万円の繰越しをさせていただくものでございます。

以上、報告第5号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（東條昭二君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから報告第5号を採決します。

お諮りします。報告第5号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、報告第5号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 日程第6、報告第6号「令和7年度板野町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を議題とします。説明を求めます。平野水道課長。

[水道課長（平野 功太郎君）登壇]

○水道課長（平野 功太郎君） 報告第6号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

議案書の31ページをお願いいたします。

報告第6号、令和7年度板野町水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、令和7年度板野町水道事業会計予算の建設改良費を繰り越したので、同条第3項の規定により次のとおり報告いたします。令和8年6月8日提出でございます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費の配水施設整備事業（第 2 水源地配水ポンプ設備改良工事）に係る費用。令和 7 年度予算計上額 4, 2 1 3 万円を令和 8 年度へ建設改良費の繰越しを行うものでございます。繰越し理由といたしまして、配水ポンプ及び電気設備の特殊部品が受注製造である上、原材料の価格高騰に伴う半導体及び鋳材の供給不足が重なり、製造に期間を要するためでございます。以上で、報告第 6 号の御説明とさせていただきます。

御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東條昭二君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから報告第 6 号を採決します。

お諮りします。報告第 6 号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、報告第 6 号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 日程第 7、議案第 1 号「板野町税条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。永井税務課長。

〔税務課長（永井英孝君）登壇〕

○税務課長（永井英孝君） 議案第 1 号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

議案書の 3 3 ページをお願いいたします。

議案第 1 号、板野町税条例の一部改正について。

板野町税条例の一部を次のとおり改正する。

令和 8 年 6 月 8 日提出でございます。本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

本条例の主な改正点といたしましては、個人住民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出範囲の見直しに伴う一部改正のほか、固定資産税につきましては、家屋及び償却資産に係る免税点を、家屋については現行「2 0 万円」を「3 0 万円」に、償却資産については現行「1 5 0 万円」を「1 8 0 万円」にそれぞれ引き上げ、令和 9 年度以降の固定資産税から適用するとするものでございます。以上で、議案第 1 号の説明とさせていただきます。

御審議を賜り、御議決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（東條昭二君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第 1 号を採決します。

お諮りします。議案第1号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(東條昭二君) 日程第8、議案第2号「災害弔慰金支給等に関する条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。山本総務課長。

[総務課長(山本敏彦君)登壇]

○総務課長(山本敏彦君) 議案第2号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書43ページをお願いします。

議案第2号、災害弔慰金支給等に関する条例の一部改正について。

災害弔慰金支給等に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和8年6月8日提出でございます。以下、本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

今後におきまして、発生することが予想されております、南海トラフ巨大地震や、近年、激甚化・頻発化する豪雨等の自然災害に備え、災害関連死対策を始めとする被災者支援体制を平時から整備することを目的とし、具体的には、災害関連死の認定に関し、医学的及び法学的見地から客観的かつ迅速に調査・審議を行うため、新たに専門家等を委員とする「板野町災害弔慰金等支給審査会」を設置するための一部改正をお願いするものでございます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(東條昭二君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これから議案第2号を採決します。

お諮りします。議案第2号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(東條昭二君) 日程第9、議案第3号「令和8年度板野町一般会計補正予算(第1号)」を議題とします。説明を求めます。山本総務課長。

[総務課長(山本敏彦君)登壇]

○総務課長(山本敏彦君) 議案第3号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

別冊の令和8年度補正予算書4ページをお願いいたします。

議案第3号、令和8年度板野町一般会計補正予算(第1号)。

令和8年度板野町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,026万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億9,526万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年6月8日提出でございます。

今回の補正につきましては、主に町民センターの空調設備整備事業や放課後等デイサービス事業所の不正請求に係る給付費の返還に係るものでございます。

7ページをお願いします。第2表 地方債補正でございます。

1の変更といたしまして、町民センター空調設備整備事業に充当のため、補正前の限度額1,290万円を1,410万円に増額をお願いするものでございます。

10ページをお願いします。歳入から説明をさせていただきます。

10款地方交付税、1項1目同じでは、歳出予算の一般財源分といたしまして587万4,000円をお願いしております。

12ページをお願いします。

20款諸収入、4項雑入、2目同じでは、放課後等デイサービス事業所による不正請求のありました障害児通所給付費について、事業所からの返還金といたしまして1,304万4,000円を受け入れるものでございます。

次の13ページでは21款町債、1項同じで、町民センターの空調設備工事費の増額に伴い120万円の増額をお願いしております。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。14ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では12節の委託料で苦情申立等への対応に係る弁護士委託料といたしまして25万円をお願いしております。

15ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、2目隣保館費では、総合センターの変圧器1台がPCB廃棄物に該当し、取替えと処分による適正処理が必要であることから10節需用費で198万円をお願いし、3目町民センター費では12節委託料で空調設備整備に係る監理委託料97万円と14節工事請負費で空調設備設置工事費の420万円増額を、5目障害者福祉費では22節償還金利子及び割引料で不正請求のありました、障害児通所給付費に係る国及び県への負担金返還金といたしまして649万8,000円をお願いしております。

17ページをお願いします。

9 款教育費、6 項保健体育費、3 目学校給食費では 10 節の需用費で給湯加圧ポンプなど施設設備の不具合が発見され、故障すると給食事業の安定した実施ができなくなることから、施設修繕料といたしまして 249 万 1,000 円をお願いし、18 節負担金補助及び交付金では、町内に住所を有し、町外への学校等に就学・就園しております、児童・生徒・園児の保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、学校給食費等補助金 192 万 2,000 円をお願いするものです。

18 ページをお願いします。

12 款諸支出金、1 項特別会計費、1 目特別会計繰出金では介護保険事業特別会計への繰出しといたしまして 59 万 9,000 円をお願いし、以上、歳入歳出予算に 2,026 万 9,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 78 億 9,526 万 9,000 円とするものでございます。

以上、議案第 3 号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（東條昭二君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第 3 号を採決します。

お諮りします。議案第 3 号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第 3 号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 日程第 10、議案第 4 号「令和 8 年度板野町介護保険（保険事業）特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。説明を求めます。山田福祉保健課長。

〔福祉保健課長（山田裕子君）登壇〕

○福祉保健課長（山田裕子君） 議案第 4 号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

補正予算書の 20 ページをお願いいたします。

議案第 4 号、令和 8 年度板野町介護保険（保険事業）特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 8 年度板野町の介護保険（保険事業）特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 119 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14 億 7,261 万 9,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 8 日提出でございます。

歳入から御説明申し上げます。25ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目介護保険事業費補助金では59万8,000円の増額補正をお願いしております。介護保険システム改修に伴う補助金でございます。

26ページをお願いいたします。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目その他一般会計繰入金では59万9,000円の増額補正をお願いしております。システム改修に係る事務費でございます。

続きまして、歳出を御説明申し上げます。次のページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、電算システム委託料として119万7,000円の増額補正をお願いしております。介護保険のシステム改修でございますが、令和7年度税制改正に伴う介護保険料算定に係る改修業務で2分の1が国庫補助の対象となっております。

以上、歳入歳出ともに119万7,000円を増額補正し、合計14億7,261万9,000円をお願いをするものでございます。

以上で、議案第4号の説明とさせていただきます。

御審議をいただきまして、御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（東條昭二君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第4号を採決します。

お諮りします。議案第4号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 日程第11、議案第5号「板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて」から日程第24、議案第18号「板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて」までの14件については一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、日程第11、議案第5号「板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて」から日程第24、議案第18号「板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて」までの14件については、一括議題とします。説明を求めます。町長。

〔町長（東根弘幸君）登壇〕

○町長（東根弘幸君） ただいま、議案第5号から第18号までの14案件につきまして、一括議題となりましたので、私の方から一括して説明の方をさせていただきたいと思っております。

議案書４５ページをお願いいたします。

議案第５号、板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて。

農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、次の者を板野町農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めます。

令和８年６月８日提出でございます。

この農業委員の選出につきましては、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、推薦・公募による候補者の中から市町村長が市町村議会の同意を得て任命することとなっております。次の任期につきましては、令和８年７月２０日からの３年間で、新しい農業委員候補１４名につきましては、「板野町農業委員候補者評価委員会」で総合的に審議・評価をされ、農業委員候補者全員が適正との評価結果であり、任命に当たりまして、議会の同意を求めるものでございます。

以下、１４名の方の説明を申し上げますが、敬称の方は略させていただきます。

議案第５号、住所、下庄字■■■■■。井上孝昭。■■■■■生まれでございます。

続きまして４７ページをお願いいたします。

議案第６号、住所、羅漢字■■■■■。西岡明美。■■■■■生まれでございます。

続きまして４９ページをお願いいたします。

議案第７号、住所、西中富字■■■■■。豊永好史。■■■■■生まれでございます。

この方につきましては、認定農業者ということでございます。

続きまして５１ページをお願いいたします。

議案第８号、住所、吹田字■■■■■。藤井美穂。■■■■■生まれ。

現在、農業委員会、農業委員であります。

続きまして５３ページをお願いいたします。

議案第９号、住所、唐園字■■■■■。小川 洋。■■■■■生まれ。

続きまして５５ページをお願いいたします。

議案第１０号、住所、羅漢字■■■■■。森川博之。■■■■■生まれでございます。この方につきましては、現在、農業委員であり、中立者ということでございます。

続きまして５７ページをお願いいたします。

議案第１１号、住所、大寺字■■■■■。川岡幸次。■■■■■生まれでございます。この方につきましては、中立者ということでございます。

続きまして５９ページをお願いいたします。

議案第１２号、住所、那東字■■■■■。高原一禎。■■■■■生まれ。

この方につきましては、認定農業者ということでございます。

続きまして６１ページをお願いいたします。

議案第１３号、住所、大寺字■■■■■。竹内宏典。■■■■■生まれでございます。この方につきましても、認定農業者ということでございます。

続きまして６３ページをお願いいたします。

議案第１４号、住所、西中富字■■■■■。荒瀬和美。■■■■■生まれ。

この方につきましては、認定農業者の世帯員ということでございます。

続きまして６５ページお願いいたします。

議案第１５号、住所、川端字■■■■■。石川五重。■■■■■生まれでございます。

この方につきましては、現在、農業委員であり、認定農業者ということでございます。

続きまして６７ページをお願いいたします。

議案第１６号、住所、川端字■■■■■。中川千賀子。■■■■■生まれ。

この方につきましては、認定農業者の世帯員ということでございます。

続きまして６９ページをお願いいたします。

議案第１７号、住所、大寺字■■■■■。稲實孝二。■■■■■生まれでございます。現在、農業委員をなさっております。

最後、７１ページをお願いいたします。

議案第１８号、住所、矢武字■■■■■。鳥羽宏和。■■■■■生まれでございます。

この方につきましては、現在、農業委員であり、認定農業者ということでございます。

以上、１４名の方につきまして、皆様方の御同意をよろしくお願い申し上げます。

○議長（東條昭二君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これから議案第５号から議案第１８号までの「板野町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて」の１４件について、１議案ごとに採決します。

お諮りします。議案第５号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なしの声） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 続きまして、議案第６号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なしの声） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 続きまして、議案第７号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なしの声） 異議なしと認めます。

したがって、議案第７号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 続きまして、議案第８号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なしの声） 異議なしと認めます。

したがって、議案第８号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 続きまして、議案第９号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なしの声） 異議なしと認めます。

したがって、議案第９号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 続きまして、議案第１０号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なしの声） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 続きまして、議案第１１号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なしの声） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１１号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 続きまして、議案第１２号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なしの声） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 続きまして、議案第１３号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なしの声） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１３号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 続きまして、議案第１４号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なしの声） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１４号については、原案のとおり同意することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（東條昭二君） 続きまして、議案第１５号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なしの声） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１５号については、原案のとおり同意することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（東條昭二君） 続きまして、議案第１６号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なしの声） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１６号については、原案のとおり同意することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（東條昭二君） 続きまして、議案第１７号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なしの声） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１７号については、原案のとおり同意することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（東條昭二君） 続きまして、議案第１８号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なしの声） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１８号については、原案のとおり同意することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（東條昭二君） 御案内します。本日、追加提案をお願いしたい議案等がございます。つきましては、その関係書類を休憩中に配付しておきますので、よろしくお願いいたします。会議の都合により１０分間、休憩いたします。

午前１０時４９分 休憩

（上田・村上、書類を配付する）

（タブレットに書類をダウンロードする）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前１０時５９分 再開

○議長（東條昭二君） 休憩前に引き続き、再開します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（東條昭二君） お諮りします。

お手元に配付の議事日程のとおり、石田議員の紹介をもって『『イランをめぐる軍事行動の即時停止と外交による平和解決を求める意見書』の提出を求める請願書』が、また、各委員会の委員長

から各委員会の「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

これを日程に追加し、令和8年第2回板野町議会定例会追加議事日程第3日と、議案審議書類のとおり議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付の令和8年第2回板野町議会定例会追加議事日程第3日と、議案審議書類のとおり2件を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定しました。

~~~~~

○議長(東條昭二君) お諮りします。追加日程第1、請願第1号「『イランをめぐる軍事行動の即時停止と外交による平和解決を求める意見書』の提出を求める請願書」については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、追加日程第1、請願第1号「『イランをめぐる軍事行動の即時停止と外交による平和解決を求める意見書』の提出を求める請願書」については、委員会の付託を省略することに決定しました。

~~~~~

○議長(東條昭二君) それでは、追加日程第1、請願第1号「『イランをめぐる軍事行動の即時停止と外交による平和解決を求める意見書』の提出を求める請願書」の趣旨説明を求めます。

石田 実議員。

[11番(石田 実君)登壇]

○11番(石田 実君) 請願第1号が提案されましたので、趣旨の説明をさせていただきます。

「『イランをめぐる軍事行動の即時停止と外交による平和解決を求める意見書』の提出を求める請願書」であります。なお、紹介議員は、私、石田でございます。

追加議案書の2ページを御覧ください。

請願趣旨。中東地域における軍事衝突の激化は、世界の平和と安定を脅かすだけでなく、エネルギー供給や物価高騰などを通じ、日本国民及び地域住民の生活にも重大な影響を及ぼしています。非核平和都市宣言の下、恒久平和を訴え続けてきた本議会として、これ以上の犠牲を防ぐため、日本政府は、イランをめぐる軍事行動の即時停止と平和解決のため対話での積極的な外交努力を主導することを国に求めています。

請願項目といたしまして、地方自治法第99条の規定によります、意見書の提出でございます。「イランをめぐる軍事行動の即時停止と外交による平和解決を求める意見書」提出お願いをします。

以上で、説明を終わらせていただきます。議員各位の皆様には、この趣旨を御理解をいただき、御賛同のほど、よろしくお願いをいたします。以上です。

○議長(東條昭二君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これから請願第1号を採決します。

お諮りします。請願第1号について、採択することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、請願第1号については、採択されました。

~~~~~

○議長(東條昭二君) 追加日程第2「閉会中の継続調査申出書」を議題とします。

お諮りします。本件は、これを各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

したがって、各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~

○議長(東條昭二君) お諮りいたします。

先ほど、採択されました請願の意見書として「イランをめぐる軍事行動の即時停止と外交による平和解決を求める意見書」を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって「イランをめぐる軍事行動の即時停止と外交による平和解決を求める意見書」を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

~~~~~

○議長(東條昭二君) 追加日程表を配付しますので、少々お待ちください。

(上田・村上、書類を配付する)

(タブレットに書類をダウンロードする)

○議長(東條昭二君) 追加日程第3、議案第19号「イランをめぐる軍事行動の即時停止と外交による平和解決を求める意見書」を議題とします。説明を求めます。石田 実議員。

[11番(石田 実君)登壇]

○11番(石田 実君) 議案第19号が議題とされましたので、御説明をいたします。

議案第19号、イランをめぐる軍事行動の即時停止と外交による平和解決を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり板野町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和8年6月17日提出。板野町議会議長、東條昭二殿。

提出者は、私、石田でございます。先ほどは、請願書の採択ありがとうございました。提案理由

の説明ですが、本文については、お目通しのほど、お願いいたします。

非核平和都市宣言の下、恒久平和を訴え続けてきた本議会として、これ以上の犠牲を防ぐため、日本政府は、イランをめぐる軍事行動の即時停止と平和的解決のため、対話での積極的な外交努力を主導することを求めます。以上で、説明を終わらせていただきます。議員各位には、この趣旨を御理解いただき、御賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（東條昭二君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第19号を採決します。

お諮りします。議案第19号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 本定例会の会議に付された案件の審議は、全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

したがって、今定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。これで会議を閉じます。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 町長より御挨拶、頂きます。東根町長。

〔町長（東根弘幸君）登壇〕

○町長（東根弘幸君） 閉会に当たりまして、ひとこと、お礼の御挨拶を申し上げます。

令和8年第2回板野町議会定例会は、去る6月8日に開会をいただきまして、本日まで10日間、議員各位には、何かと御多忙の中、本会議並びに各常任委員協議会に御参会を賜りまして、私どもから上程・御審議をお願いを申し上げました、報告6件・議案18件につきまして、慎重審議を賜り、原案のとおり、御承認・御決議また御同意を賜り、誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

今議会で、議員皆様方から賜りました、御意見・御提言等につきましては、今後、できる限り町政に反映をさせていただきたいと考えておりますので、今後とも、よろしく御指導・御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

開会の挨拶でも申し上げましたが、今年は6月早々に台風の接近があり、和歌山県では、新たな防災気象情報で全国初のレベル5となる河川の氾濫特別警報が発表され、徳島県でも南部で線状降

水帯が発生をし、勝浦川ではレベル４、氾濫危険警報が出され、県内各地で土砂崩れや冠水・床上浸水などの被害が確認をされております。

また、開会日でありました、今月８日の朝には、フィリピン付近でマグニチュード８．２と推定をされる地震が発生をし、現地では死傷者が数十名、建物の崩壊も確認をされており、日本でも太平洋沿岸の広い地域で津波注意報が発令をされ、各地で１０から２０ｃｍの津波が観測をされました。

そして、昨日には関東地方で、震度５弱の地震があり、余り大きな被害についての報道はないようでございますが、心配をしているところでもございます。台風・地震で被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りを申し上げるところでございます。

本町といたしましても、出水期を迎える今後の気象情報を注視をするとともに大規模な自然災害発生時の対応に向けた取組の強化を引き続き、図ってまいりたいと考えております。

結びとなりますが、今後も引き続き、私ども町職員が一丸となって住民福祉の充実、住みやすい板野町の実現に向けて、行政サービスを進めてまいりますので、議会議員の皆様方におかれましては、時節柄くれぐれも健康に十分、御留意をいただきますとともに更なる御理解・御協力をよろしくお願いを申し上げ、６月定例会閉会に当たりまして、私のお礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。お世話になりました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 令和８年第２回板野町議会定例会の閉会に当たり、ひとこと、お礼の御挨拶を申し上げます。本定例会は、去る６月８日に開会し、本日までの１０日間、議員各位には、提出された諸議案につき終始、御熱心に御審議いただき、ただいま、閉会の運びとなりました。議員各位の御協力に対し、深く感謝を申し上げます。

また、連日にわたり議会運営に御協力をくださいました町長を始め、執行機関の皆様方に対しましても、心から、お礼を申し上げます。これから夏に向かいます。どうか皆様方には、今後とも十分、御自愛をいただき、町政発展のため御尽力くださいますよう御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。これをもちまして、令和８年第２回板野町議会定例会を閉会します。

御協力ありがとうございました。

午前１１時１４分 閉会

本会議録の正当なることを証明するため、ここに署名する。

議 会 議 長 東 條 昭 二

署 名 議 員 松 浦 昶

署 名 議 員 石 田 実

署 名 議 員 犬 伏 雅 啓